

みそ品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1664号  
 改 正 平成16年10月7日農林水産省告示第1821号  
 改 正 平成23年8月31日消費者庁告示第8号  
 改 正 平成23年9月30日消費者庁告示第10号  
 最終改正 平成23年10月31日消費者庁告示第11号

(趣旨)

第1条 みそ(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定 義
みそ	次に掲げるものであって、半固体状のものをいう。 1 大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類を蒸煮したものに、米、麦等の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したものを加えたもの又は大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したものの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものを加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させたもの 2 1に砂糖類(砂糖、糖みつ及び糖類をいふ。)、風味原料(かつおぶし、煮干魚類、こんぶ等の粉末又は抽出濃縮物、魚醤油、たん白加水分解物、酵母エキスその他これらに類する食品をいう。以下同じ。)等を加えたもの
米みそ	みそのうち、大豆(脱脂加工大豆を除く。以下同じ。)を蒸煮したものに、米を蒸煮してこうじ菌を培養したもの(以下「米こうじ」という。)を加えたものに食塩を混合したものをいう。
麦みそ	みそのうち、大豆を蒸煮したものに、大麦又ははだか麦を蒸煮してこうじ菌を培養したもの(以下「麦こうじ」という。)を加えたものに食塩を混合したものをいう。
豆みそ	みそのうち、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの(以下「豆こうじ」という。)に食塩を混合したものをいう。
調合みそ	みそのうち、米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のものをいう。

(表示の方法)

第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、米みそにあつては「米みそ」と、麦みそにあつては「麦みそ」と、豆みそにあつては「豆みそ」と、調合みそにあつては「調合みそ」と記載すること。ただし、風味原料を加えたものであって、風味原料の原材料に占める重量の割合が調味の目的で使用される添加物の原材料に占める重量の割合を上回るものにあつては、「米みそ」等の文字の次に括弧を付して、「だし入り」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 原料は、「大豆」、「米」、「大麦」、「はだか麦」、「とうもろこし」、「脱脂加工大豆」、「小麦」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、「調合みそ」であつて、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」を2種以上混合したものにあつては、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、その文字の次に括弧を付して、当該みそに使用した原料の名称を原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

イ 原料及び食品添加物以外の原材料にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「かつおぶし粉末」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

ウ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。

(表示禁止事項)

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項については、醸造期間が当該用語の示す期間に満ちている場合は、この限りでない。

(1) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる添加物を使用したものにあつては、純、純正その他純粋であることを示す用語

- (2) 「天然」、「自然」の用語（加温により醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第1に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。）
- (3) 醸造期間を示す用語
- (4) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1664号）  
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月7日農林水産省告示第1821号）  
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月31日消費者庁告示第8号）  
この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日消費者庁告示第10号）  
この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年10月31日消費者庁告示第11号）  
（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年11月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成25年10月31日以前に製造され、加工され、又は輸入されるみその品質に関する表示については、この告示による改正前のみそ品質表示基準の規定の例によることができる。